

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

北海道(以下「甲」という。)とホームック株式会社(以下「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係社員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

(協定の効力)

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

(協力の内容)

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 乙で調達可能な物資の供給
- (2) 営業の早期再開
- (3) 災害時支援ステーションへ乙からの提供情報など把握した災害情報を来店者等に対して提供(災害情報掲示板の設置等)、帰宅途上者の一時立寄支援所(トイレ、災害情報の提供、道路案内等)、近隣避難所情報等の提供・道路案内
- (4) 店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した災害情報を甲に対して提供
- (5) その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係社員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

- (1) 店舗付近又は輸送ネットワーク等により把握した異常情報を来店者及び甲に対して提供
- (2) 関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
- (3) 行政機関が作成した防災パンフレット等の店舗配置
- (4) 地域又は行政機関が行う防災訓練に積極的に参加及び自社防災訓練の充実強化
- (5) その他可能な協力

(支援の内容)

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) その他災害時に必要な支援

(協定事項の発効)

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下「本部等」という。）を設置等し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

2 災害の状況により、乙は甲の要請がない場合にあっても、第2条第1項に定める協力を実施することができる。

(情報交換)

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は平成24年2月末日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年3月23日

甲 北海道
北海道知事

乙 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号
ホームック株式会社
代表取締役社長